

指名停止業者一覧

指名停止期間 令和8年7月6日～令和9年7月5日(12か月)

番号	業者名	所在地
1	東讃建設株式会社	高松市鶴市町573-4
2	株式会社えびす石材土木	高松市牟礼町牟礼1059
3	株式会社村上組	高松市東ハゼ町877
4	株式会社白雪興産	高松市池田町439
5	株式会社久保土建	高松市東植田町2898
6	株式会社野崎組	高松市香川町大野1095-4
7	株式会社河野組	高松市鶴市町612-1
8	小橋工業株式会社	高松市国分寺町新名163
9	城北建設株式会社	高松市郷東町796-122
10	株式会社中塚工業	高松市伏石町1299-11
11	株式会社大王	高松市林町150-2
12	三栄工業株式会社	高松市池田町1187-1
13	株式会社大下組	高松市屋島西町2014-2
14	株式会社松田工業	高松市高松町2494
15	株式会社大栄建設	高松市塩江町安原下第1号1419-2
16	株式会社誠良興業	高松市春日町129
17	株式会社北村組	高松市東山崎町1122
18	大一工業株式会社	高松市西ハゼ町7
19	尾形建設株式会社	高松市塩江町安原上東1407-1
20	株式会社芝口組	高松市円座町1423

指名停止期間 令和8年7月6日～令和9年3月5日(8か月)

番号	業者名	所在地
21	青葉工業株式会社	高松市林町475-1
22	金本建設株式会社	高松市円座町1930
23	株式会社エフワン建設	高松市上林町788-6
24	蓮井建設株式会社	高松市朝日町4-14-39
25	南部開発株式会社	高松市勅使町299-2
26	有限会社篠宮組	高松市多肥上町913-1
27	株式会社つぼみ建設	高松市国分寺町新名1201-4

指名停止理由

公正取引委員会は、香川県発注の特定土木一式工事(注1)の入札参加業者に対し、令和8年6月25日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものとして、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
このことは、高松市指名停止等措置要綱別表措置要件第13号ア(独占禁止法違反／県内)に該当する。

(注1)「香川県発注の特定土木一式工事」とは、香川県が、総合評価方式による一般競争入札の方法により、高松市を施工場所として発注する土木一式工事であって、同県から土木一式工事についてA等級に格付されている単体企業を入札の参加者とするもの(ただし、①同県が海上工事として発注する工事又は同県による工事の設計上、作業船(監視船を除く。)若しくは潜水工を使用して海上から施工することとされる工事及び②同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事は除く。)をいう。＜公正取引委員会の報道発表資料より＞